

福岡県公報

平成30年10月23日
第4037号

目次

告示 (第904号 - 第905号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 1
- 地域森林計画の案の縦覧 (農山漁村振興課) 2
- 地域森林計画の変更計画案の縦覧 (農山漁村振興課) 2
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) 2
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) 3
- 福岡県県土整備部・建築都市部公共事業再評価検討委員会の開催 (企画課) 3
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 3
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 3
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 4
- 落札者等の公示 (警察本部会計課) 4
- 落札者等の公示 (警察本部会計課) 4

公安委員会

- 福岡県公安委員会運営規則の一部を改正する規則 (警察本部生活保安課) 5

海区漁業調整委員会

- アコヤガイの保護 (漁業管理課) 5

告示

福岡県告示第904号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年10月23日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福岡	県道	前原線	前	糸島市前原1037番1先から 糸島市前原1037番12先まで	22.0 ～ 23.5	22.5
			後	糸島市前原1037番1先から 糸島市前原1037番12先まで	20.0 ～ 23.0	

福岡県告示第905号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年10月23日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年10月23日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	南良津宮田線	鞍手郡小竹町大字南良津1394番1先から 鞍手郡小竹町大字南良津1472番先まで

公 告

公告

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づき地域森林計画を立てたいので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、福岡県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成30年10月23日

福岡県知事 小川 洋

1 森林計画区の名称

筑後・矢部川森林計画区（大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、朝倉市、みやま市、朝倉郡、三井郡、三潞郡及び八女郡の各一円）

2 縦覧場所

福岡県農林水産部農山漁村振興課、福岡県朝倉農林事務所及び福岡県筑後農林事務所並びに大牟田市役所、久留米市役所、八女市役所、小郡市役所、うきは市役所、朝倉市役所、みやま市役所、筑前町役場、東峰村役場及び広川町役場

3 縦覧期間

平成30年10月23日から同年11月21日まで

公告

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画変更計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画変更計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、福岡県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成30年10月23日

福岡県知事 小川 洋

1 森林計画区の名称

(1) 福岡森林計画区（福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古

賀市、福津市、糸島市、那珂川市及び糟屋郡の各一円）

(2) 遠賀川森林計画区（北九州市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、豊前市、中間市、宮若市、嘉麻市、遠賀郡、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡、京都郡及び築上郡の各一円）

2 縦覧場所

(1) 福岡地域森林計画の変更計画

福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福岡県福岡農林事務所並びに福岡市役所、筑紫野市役所、春日市役所、大野城市役所、宗像市役所、太宰府市役所、古賀市役所、福津市役所、糸島市役所、那珂川市役所、宇美町役場、篠栗町役場、志免町役場、須恵町役場、新宮町役場、久山町役場及び粕屋町役場

(2) 遠賀川地域森林計画の変更計画

福岡県農林水産部農山漁村振興課、福岡県八幡農林事務所、福岡県飯塚農林事務所及び福岡県行橋農林事務所並びに北九州市役所、直方市役所、飯塚市役所、田川市役所、行橋市役所、豊前市役所、中間市役所、宮若市役所、嘉麻市役所、芦屋町役場、水巻町役場、岡垣町役場、遠賀町役場、小竹町役場、鞍手町役場、桂川町役場、香春町役場、添田町役場、糸田町役場、川崎町役場、大任町役場、赤村役場、福智町役場、苅田町役場、みやこ町役場、上毛町役場及び築上町役場

3 縦覧期間

平成30年10月23日から同年11月21日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、独立行政法人水資源機構朝倉総合事業所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成30年10月23日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共基準点測量

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
朝倉市大字江川字初岳2814番地12	平成30年10月5日から 平成32年3月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成30年10月23日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（写真測量：数値地形図データファイルの更新）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市 門司区・小倉北区・小倉南区・若松区・八幡西区	平成30年11月1日から 平成31年2月28日まで

公告

平成30年度福岡県県土整備部・建築都市部公共事業再評価検討委員会（第1回）が次のように公開されるので、公告する。

平成30年10月23日

福岡県知事 小川 洋

1 日時

平成30年10月31日（水） 午前9時30分

2 会場

福岡市博多区吉塚本町13番50号

福岡県吉塚合同庁舎7階 特6会議室

3 予定議案

(1) 道路事業（主要地方道 筑紫野古賀線（須恵・粕屋2工区））について

(2) 道路事業（主要地方道 福岡東環状線（粕屋工区））について

(3) 道路事業（一般国道500号（第二西落合拡幅））について

(4) 道路事業（主要地方道 久留米柳川線（久留米市工区））について

(5) 道路事業（主要地方道 久留米柳川線（大木・柳川工区））について

(6) 海岸事業（柳川海岸）について

(7) 街路事業（福岡駅前線外3線）について

(8) 街路事業（西鉄天神大牟田線（春日原～下大利））について

(9) 下水道事業（多々良川流域下水道）について

(10) 下水道事業（遠賀川中流流域下水道）について

4 会議の公開

会議の傍聴を希望する者は、会議当日、会場にて開会30分前から受付を行うので、開会10分前までに申し込むこと。ただし、傍聴席に限りがあるため、申込者が10名を超えた場合は抽選により傍聴者を決定する。

5 問合せ先

福岡県県土整備部企画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3696）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により朝倉市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部下水道課において公衆の縦覧に供する。

平成30年10月23日

福岡県知事 小川 洋

朝倉筑前都市計画下水道の変更（朝倉市決定）（平成30年9月26日朝倉市告示第205号）

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年10月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市上西鯨坂2番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
三井郡大刀洗町大字下高橋1098番地1 アミティエサード3号館202
山城 匡史

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年10月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市三沢字花聳859番1、862番14の一部及び878番2、字堤田900番1、901番1、901番5、901番7、901番8、902番2、904番2、905番2、906番、907番1から907番4まで、910番1、913番及び914番1から914番3まで、字栗崎1643番1、1643番2の一部、1643番3、1643番4、1644番1から1644番4まで、1645番1から1645番3まで、1646番、1647番1、1647番2、1652番1及び1652番2並びに字丸山1732番2、1732番3、1732番5、1732番7、1733番、1734番1から1734番3まで、1735番、1736番1、1737番1から1737番3まで、1737番5及び1738番並びにこれらの区域内の道路である市有地の一部
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
京都府京都市伏見区桃山町根来12番地の4
第一精工株式会社
代表取締役 小西 英樹

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成30年10月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る契約の名称
X線マイクロアナライザー装置賃貸借契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札を決定した日
平成30年9月13日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
オリックス・レンテック株式会社
 - (2) 住所
東京都品川区北品川五丁目5番15号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
52,136,784円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成30年8月3日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成30年10月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る物品の名称
遠隔監視機能付カメラシステム賃貸借契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札を決定した日

平成30年9月6日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

日立キャピタル株式会社九州法人支店

(2) 住所

福岡市博多区店屋町1番35号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む）

176,007,816円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告

平成30年7月27日

公安委員会

福岡県公安委員会規則第9号

福岡県公安委員会運営規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成30年10月23日

福岡県公安委員会

福岡県公安委員会運営規則の一部を改正する規則

福岡県公安委員会運営規則（昭和29年福岡県公安委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表中「古物市場主許可証、古物行商許可証及び古物露店許可証」を「及び古物市場主許可証」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

海区漁業調整委員会

筑前海区漁業調整委員会指示第184号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、筑前海区におけるアコヤガイ（*Pinctada fucata*）の保護のため、次のとおり指示する。

平成30年10月23日

筑前海区漁業調整委員会

会長 本田 清一郎

1 指示の適用海域

筑前海区海域

2 移殖等の制限

(1) 外国及び筑前海区以外の海域からアコヤガイ属（交雑種を含む）の貝を移殖してはならない。

(2) 外国及び筑前海区以外の海域から持ち込んだアコヤガイ属（交雑種を含む）の貝を用いて飼育試験等を行ってはならない。

3 採捕の制限

共同漁業権漁場内において、アコヤガイを採捕してはならない。但し、当委員会が認めた試験研究機関が試験研究のために採捕する場合、若しくは筑前海区において区画漁業権に基づき真珠養殖及び真珠母貝養殖を営む者が当該漁業を営むために採捕する場合は、この限りでない。

4 指示の有効期間

平成30年12月1日から平成33年11月30日まで